

静岡県訓令甲第7号

各財務事務所

静岡県税事務決裁規程（昭和43年静岡県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>(専決)</p> <p>第3条 専決者は、別表の専決事項欄に掲げる事項について同表の専決者欄に掲げる区分により専決するものとする。ただし、徴収統括監を置かない財務事務所にあつては、<u>徴収統括監の専決事項は、次長の専決事項とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 専決者は、別表の専決事項欄に掲げる事項について同表の専決者欄に掲げる区分により専決するものとする。ただし、徴収統括官を置かない財務事務所にあつては<u>徴収統括官の専決事項は次長の専決事項とし、<u>班長等を置かない課にあつては班長等の専決事項は課長代理（課長代理を置かない課にあつては、課長）の専決事項とする。</u></u></p> <p>2・3 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表共通の項中

20の8ほか		供託				○		
750	3	電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「電磁的記録等」という。）による保存等の承認又は却下の通知				○		
752	3							
754								
750	5	電磁的記録等による保存等の承認に係る関係都道府県への通知						○
752	6							
754								
751	1、2	電磁的記録等による保存等をやめる旨の届出書又は申請事項等変更届出書の受理						○
754								
753	2	電磁的記録等による保存等の承認の取消しの通知				○		
754								

を

20の8ほか		供託				○		
--------	--	----	--	--	--	---	--	--

に改め、同表直税関

係の項中

73の27の3	1	被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額						○
---------	---	-------------------------------	--	--	--	--	--	---

を

73の27の 3	1	被収用不動産等の代替不動産の取得 に対する不動産取得税の減額					○
附則11の 4	2	買取再販で扱われる住宅の取得に対 する不動産取得税の減額			○		

に改める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、別表直税関係の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。